

参考資料－ 2

関東カワウ広域管理指針

2016年1月

関東カワウ広域協議会

I 経緯

1 関東カワウ広域協議会設置の背景

かつて全国に分布したカワウは、1970年代までに全国で3,000羽程に激減した。その主な原因は公害による水質悪化と考えられている。しかし、その後は個体数が急激に増加し、分布の拡大傾向が見られる。関東では、1970年代後半に、唯一、東京上野の不忍池に残されていたコロニー（集団営巣地）から次第に分布を拡大し、やがて東京湾岸部と内陸とを季節移動するようになり、内陸でもコロニーが形成されるようになった。

このようなカワウの拡散に伴い、コロニーが形成された公園等で樹木が枯死するといった従来からの森林被害等に加えて、河川、湖沼、養殖池、管理釣り場において、自然繁殖あるいは放流されたアユ、ウグイ、コイ及びフナ類等の魚類が採食される漁業被害が問題化し、その規模や範囲が拡大し、現在に至っている。

こうした被害問題に対処するためには、河川を中心とする生態系に係る全体的な状況、すなわち、水辺の環境の変化、水と人の関わりの変化、魚の生息数の動向、カワウの動向、内水面漁業や釣りの動向、その他の様々な人間活動が河川に与える影響等についての状況を十分把握し、問題解決に向けた多面的な対策が必要である。

また、カワウが、どれほどの時間をかけて、どれほどの距離を移動するかといった生態的特性については、未解明な部分が多いものの、すでに都県の境界を越えて集団で移動していることが確認されており、被害防除、個体数調整、生息環境管理等の対策の実施及びモニタリング調査に関して、都県を越えた広域的な対応が必要との考え方で関係者の意見が一致している。

しかし、広域かつ多面的な対策を検討するに当たって、関連する法令等（鳥獣保護管理法、河川法等）も多岐にわたり、これらの調整が必要となることから、関東の地域において関連する都県（鳥獣、水産及び河川の3つの分野に関連する部署）と国（環境省、水産庁及び国土交通省）及び関係者等が一堂に会して議論するための体制として、関東カワウ広域協議会を設置し、関東カワウ広域管理指針を策定することとした。また、各都県は必要に応じて個別に審議会等（以下、都県審議会等）を設置し、本指針に即して鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、鳥獣保護管理法）に基づく特定鳥獣保護管理計画制度等によるカワウ管理計画を必要に応じて策定し、広域的な対処に当たって関連する市町村や関係団体が連携して対策を実行することとした。

2 関東におけるカワウの生活史

(1) 繁殖

地域的な差異が認められるものの、主として3月から7月にかけて巣立つヒナが加入するため、個体数も増加する。

(2) 冬期のカワウの行動

冬期には東京湾等の沿岸域において魚類が深みに移動することにより餌が得にくくなるために、関東のカワウの多くが内陸に移動し、河川等の魚類を採食する。また、近年は内陸部においても一年を通して定着が確認されている。

(3) 冬期のカワウの個体数減少

これまでの調査から、冬期（12月～3月）の間に、個体数が2～3割減少することが明らかになっている。これは、定量的なデータによる裏付けはないものの、冬期にはカワウが捕食できる魚類の個体数が減少し、餌不足により個体数が減少する場合や、移動により減少する場合等が考えられる。

3 カワウの生息環境の変化

河川の直線化等により、構造や流況等が変化したことで、カワウにとっては、餌となる魚類の姿が見つけやすくなり、採食が容易になったことにより、魚類の個体数が減少していると推察されている。また、魚類の産卵場所や仔稚魚の生育場所が減少したことにより、魚類の生産力が低下しているとの指摘もある。このように、環境が大きく変化している中でカワウの個体数が急激に増加したことにより、カワウの捕食圧の影響が大きくなっていると考えられる。

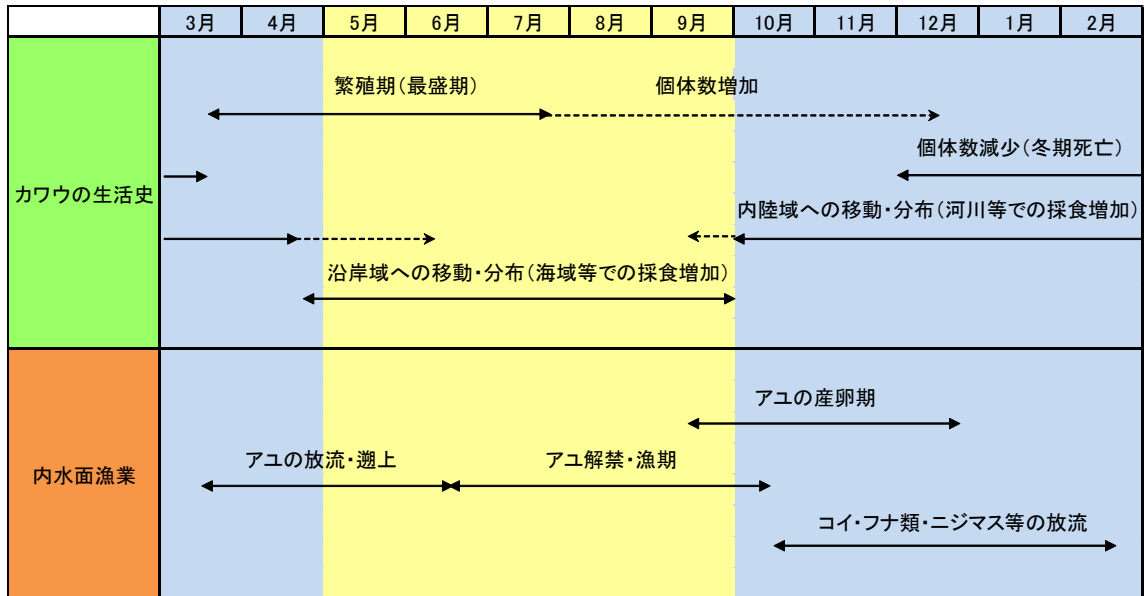


図1 関東におけるカワウの一年

II 関東カワウ広域管理指針及び関連する計画の位置づけ

1 関東カワウ広域管理指針

関東カワウ広域保護管理指針（以下、広域指針）は、関東カワウ広域協議会（以下、広域協議会）が策定し、広域的に移動するカワウの広域管理に向けた基本的な考え方や対策の方向性を示すものである。各都県は広域指針に示される方向性のとおり、地域の実情を踏まえた上で、実施可能な対策を講ずるものとする。なお、広域指針には、地域実施計画の作成方法や一斉モニタリング調査の手引き等の資料を必要に応じて添付する。また、広域指針は、広域協議会の会則に基づき、科学的情報の蓄積や社会的状況を踏まえて必要に応じて見直しを行う。

なお、広域協議会における「関東」の地域とは、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県東部（富士川以東）とする。

2 カワウ管理計画

広域指針に基づく被害対策や調査等の具体的な実施に当たっては、都県ごとに、環境省が定めた「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き（カワウ編）」に留意して、鳥獣保護管理法に基づく特定鳥獣保護管理計画制度による第二種特定鳥獣管理計画（以下、特定計画）など、カワウ管理計画（以下、都県管理計画）を必要に応じて策定し、実施することとする。また、都県管理計画は、各都県全体の被害対策や一斉調査等について記述するものであり、次に示す地域実施計画を踏まえた構成とする。

3 地域実施計画

問題解決に向けた対策の内容は、個々の被害現場の特徴を踏まえたものでなければならないことから、各地域において地域実施計画を策定し、都県管理計画に反映させる。

地域実施計画は、任意に設定された市町村の範囲、あるいは漁協の活動範囲等の対策を実施する地域を明確にし、その地域において実施する対策等を記述する。

4 都県審議会等

都県管理計画及び地域実施計画の策定に当たっては、行政関係担当部局（都県及び市町村）、被害者団体（漁連、漁協及び釣団体等）、自然保護団体及び関連分野の専門家等からなる都県審議会等を必要に応じて設置し、都県管理計画及び地域実施計画は、この都県審議会等によって策定する。

また、都県管理計画のうち、特定計画については、都県審議会等において計画の内容の検討を行った後、自然環境保全法第51条の規定により置かれる審議会その他合議制の機関への意見聴取等を経た上で、計画を策定する。

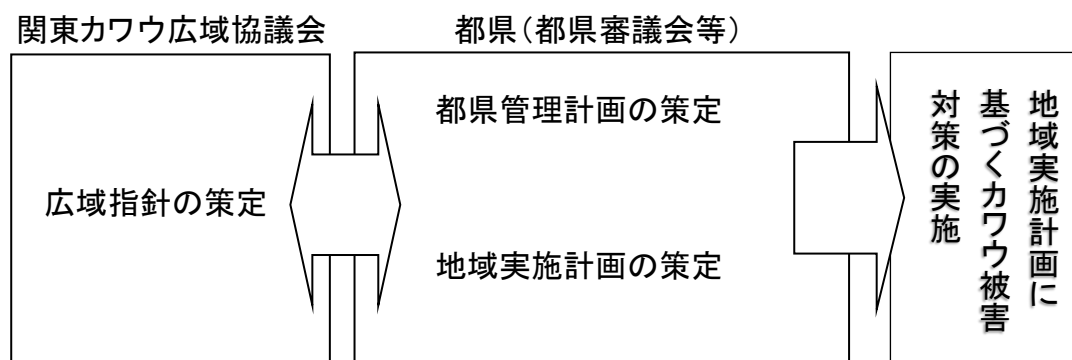


図2 関東カワウ広域協議会と都県審議会等の役割

Ⅲ 対策の方向

1 目的

本広域指針の対象地域におけるカワウによる被害の防止及び適切なカワウ個体群の管理を目的とする。

2 対策の進め方

本広域指針に記載する内容については、関係者と調整しつつ、各地の実情に応じて、実施可能なものから取り組みを進めるものとする。捕獲等の対策を実施する際には、事前事後にモニタリング等を実施し、その結果についてその後の対策にフィードバックすることが望ましい。

3 対策の内容

(1) 短期的対策

(ア) 被害防除対策

- ① 一斉追い払い
- ② 個別の対策
 - 1) 被害地における物理的な着水阻止
 - 2) 被害時期における追い払い
 - 3) 魚類を守る工夫

① 一斉追い払い

- ・ 各被害地で個別の対策を行いつつ、適切な時期を選定し、広域一体的に徹底した一斉追い払いを実施する。
- ・ 一斉追い払いを実施する時期としては、カワウの餌が不足して個体数が減少する冬期、及びアユ等の放流・遡上の時期等が考えられる。
- ・ 一斉追い払いの効果については、カワウの個体数の変化やねぐら及びコロニーの分布の変化等のモニタリング調査によって把握する。

② 個別の対策

1) 被害地における物理的な着水阻止

- ・ テグスを張る等の被害地における物理的な着水阻止を行う。
- ・ 案山子やCD吊り下げロープ等により、カワウの飛来防除対策を行う。

2) 被害時期における追い払い

- ・ ロケット花火、ラジコンヘリや銃器等による追い払いを行う。
- ・ 被害の発生時期等の地域ごとの対策については、適切な防除方法を選択して行う。
- ・ 被害地の近隣にある冬期ねぐらの除去を行うには、分布拡大を招かないように、計画を立てた上で慎重に対処する。
- ・ 新たに形成された冬期ねぐらは、確認後、できるだけ速やかに除去する。

3) 魚類を守る工夫

- ・ 治水上の安全を第一として、可能な箇所では簡易的な方法（塩ビパイプ、ボサ及び人工魚礁等）を用いて、魚類が姿を隠せる環境を創出する（生息環境管理）。
- ・ 放流魚等がカワウに食べられにくい放流方法の工夫（放流時期の調整、蓄養放流、分散放流等）を行う。

(イ) 被害地におけるカワウの捕獲

① 有害捕獲

① 有害捕獲

既に被害が発生している場合は、被害の状況に応じ必要な範囲において、銃器等による捕獲を実施することとする。

ただし、ねぐら及びコロニーの分散等の二次的な被害の拡大を招かないように留意する。

(2) 中長期的対策

中長期的対策の実施に当たっては、都県ごとに特定計画等を策定した上で、ねぐら及びコロニーの分散等の二次的な被害の拡大を招かないよう留意し、学識経験者等の助言を受けつつ、科学的・計画的に実施する。

(ア) 個体群管理

① 分布管理

② 個体数調整

③ 手法の検討

① 分布管理

地域における個体数や被害の状況等を踏まえ、ビニルひも等による新たに形成されたねぐら及びコロニーの除去対策等を行うことにより、ねぐら及びコロニーの拡大や拡散を防ぐための管理を行う。

② 個体数調整

地域の状況等から、カワウによる被害が推察される場合は、予察捕獲や繁殖抑制の実施により生息数の低下を図るものとする。

③ 手法の検討

カワウの個体群を管理する効果的な方法については、科学的根拠に基づき、随時検討する。

(イ) 生息環境管理

① 河川の良い環境と生物生産力の復元

① 河川の良い環境と生物生産力の復元

自然再生技術や人の利用の適正化等によって、魚類やカワウを含む生態系のバランスを回復させる。

対策例) 産卵場所の造成、回遊環境の保全・復元、及び魚類の隠れることのできる環境（笹伏せや粗朶沈床等の魚類の隠れ場所等）の創出

(3) 被害対策につながる研究開発、情報の蓄積及び共有の推進

科学的な情報の蓄積

- ① 地域個体群のモニタリング
- ② カワウの生態等に関する基礎的研究
- ③ 魚類がカワウに食べられにくい川づくりの推進
- ④ 各種科学的情報の蓄積と共有の推進
- ⑤ 被害防除モデルの確立及び普及

① 地域個体群のモニタリング

- ・ 関東地域全体で、ねぐら及びコロニーにおける個体数及び営巣数の調査を一斉に行い、捕獲等の効果を検証する。
- ・ 被害防除を行いつつ、カワウの着水数を調査し、被害防除の効果を測定する。

② カワウの生態等に関する基礎的研究

- ・ 衛星追跡、標識個体の識別等によるカワウの広域移動に関する研究を推進する。
- ・ 繁殖や死亡等の個体群動態に関する研究を推進する。
- ・ 食物資源量やコロニーの条件等の生息環境との関係に関する研究を推進する。
- ・ その他の生物学的研究を推進する。

③ 魚類がカワウに食べられにくい川づくりの推進

- ・ 関係者の協同により、魚類がカワウに食べられにくい川づくりを推進する。
- ・ 笹伏せや粗朶沈床等の魚類の隠れ場所創出による水産被害軽減効果を検証すると共に、事例の蓄積を行う。

④ 各種科学的情報の蓄積と共有の推進

- ・ 広域協議会によりデータベースを構築し、効果的に運用する。
- ・ 国内及び海外におけるカワウ対策の成功事例等を積極的に収集し、情報を共有する。
- ・ 中部近畿カワウ広域協議会等の他地域における対策協議会と連携し、情報や対策手法等の共有を図り、広域的な対策を実施していくこととする。

⑤ 被害防除モデルの確立及び普及

- ・ 広域指針の対象地域全体の被害地やコロニー等の状況を図化し、広域協議会において被害防除対策の実施場所として効果的な場所を選択する。
- ・ 多様な手段を集中させて、地域個別の被害防除技術及び適切な捕獲技術の開発・検討を行う。

(4) 体制整備

体制整備

- ① 広域一体的な連携体制の整備
- ② 広域協議会の役割
- ③ 被害対策の実施体制の工夫
- ④ モニタリングの実施体制の工夫
- ⑤ 研究機関の連携

- ① 広域一体的な連携体制の整備
 - ・ 広域協議会で情報を共有し、各都県が連携して各種の対策を実施するための体制を整備する。
 - ・ 都県においても、都県審議会等及び地域住民等の協力を得て、計画的に被害防除対策等を実施する体制を整備する。

- ② 広域協議会の役割
 - ・ 広域協議会は、毎年度、各都県から個体数調整、有害捕獲及び予察捕獲の状況を収集し、各都県に情報を提供するものとする。
 - ・ 広域協議会は、各都県の被害状況及び生息状況を勘案し、必要に応じて個体群管理に係る都県間調整を行うものとする。

- ③ 被害対策の実施体制の工夫

国、自治体、漁業者、地域住民、釣り人及び自然保護団体といった様々な関係者が参加し、捕獲・被害防除・生息環境の整備を行うための体制を作り、関係者間の連携を図りつつ、幅広い理解と協力を求めながら実施していく。

- ④ モニタリングの実施体制の工夫

都県ごとに、野鳥に関心のある市民の広い参加を求めて、継続的なモニタリングの体制を整備する。

- ⑤ 研究機関の連携

生物学的アプローチから河川工学に至る多岐にわたる研究分野が連携し、各種の研究を推進するために、広域協議会と大学及び各種試験研究機関との連携を推進する。